

ねんきん Q & A

このコーナーでは、組合員の皆さんからご質問いただく中でも、特にお問い合わせの多い事柄について、Q & A方式で年金制度とその内容等の概要について、ご説明します。
今回は「障害共済年金」について、お答えしていきます。

Q 障害共済年金は、どのような場合に受けることができるのですか？

A 在職中の病気やけがによって、一定の障害の状態になった場合には、障害共済年金の受給権を有することになります。受給要件は、下記の3つのポイントとなります。

障害共済年金の受給要件 “3つのポイント”

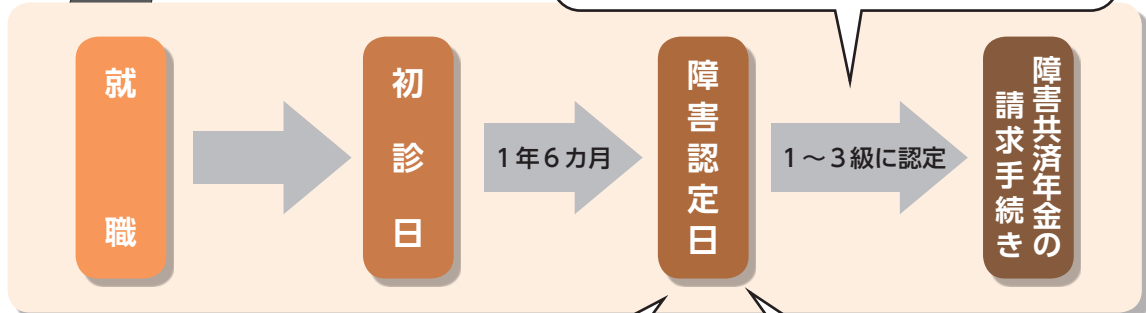
- ① **初診日**
その傷病について、初めて医師等の診療を受けた日（初診日）が、組合員として在職中であること。
- ② **障害認定日**
障害の程度を判断する日を「障害認定日」といい、原則、初診日から1年6カ月後の日とされます。
なお、傷病により症状が固定した日を「障害認定日」とする場合があります。
- ③ **障害の程度**
障害の程度は、1級から3級までに分類され、それぞれで障害共済年金の計算方法が一部異なります。
また、1級又は2級と認定された場合のみ、障害基礎年金（国民年金）の受給権を有することとなります。
なお、障害共済年金の等級は、身体障害者手帳の等級とは異なりますので、ご注意ください。



上記の“3つのポイント”を図で表すと…

事後重症制度による 障害共済年金の請求手続き

障害認定日には3級以上に認定されなかった人が、その後65歳の誕生日の前々日までに、症状が悪化するなどして3級以上に該当する程度の障害状態になった場合は、障害共済年金の請求手続きを行います。



人工透析治療や心臓ペースメーカーを装着した場合など、症状等によっては、障害認定日が1年6カ月後の日とならない例外があります。

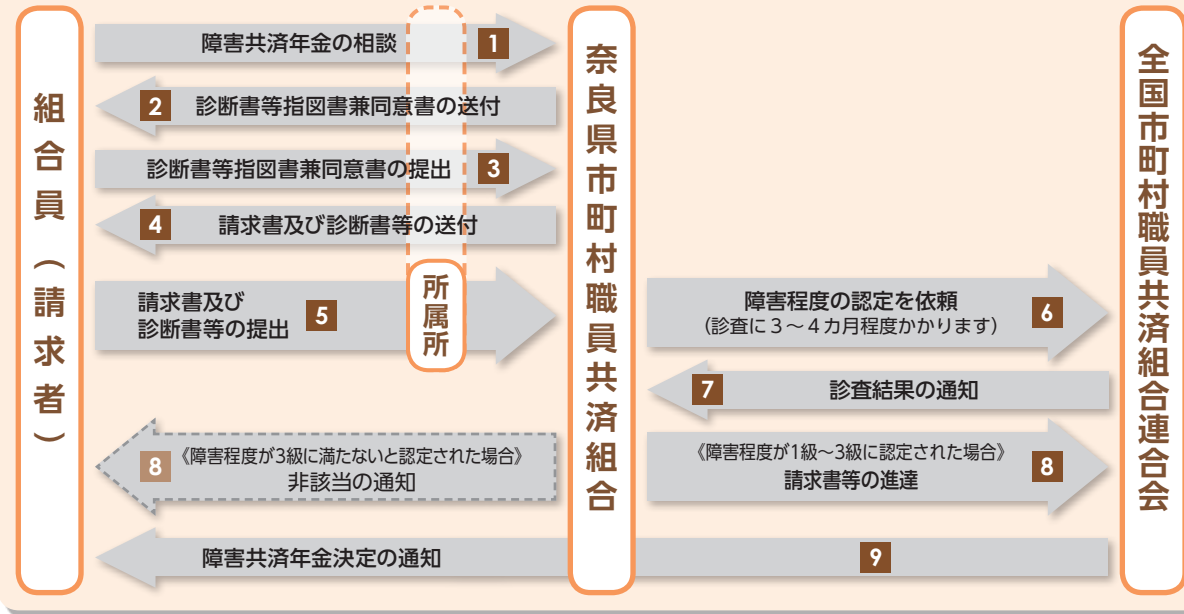
1級又は2級と認定された場合は、障害基礎年金（国民年金）の受給権も発生します。

Q 障害共済年金を請求したいのですが、その手続き方法を教えてください。

A 障害共済年金を請求されるにあたっては、まず本組合へご相談ください。傷病の状況等をお伺いしてから、請求手続きのご案内をさせていただきます。

なお、請求から決定までのおおまかな流れは下記のとおりとなっています。

障害共済年金の請求から決定までの流れ



- 障害認定日以後に病気やけがで一定の障害の状態となったときは、その状況をお伺いしてから、請求書や診断書など、障害共済年金を請求するために必要な書類をお送りしますので、本組合又は共済事務担当課までご連絡ください。
- 障害共済年金の請求は、原則、障害認定日（初診日から1年6カ月後の日）以後に行ってください。
- 障害共済年金の決定までには、診断書などが本組合に到着してから、3～4カ月程度かかります。
- 障害の程度が1級又は2級と認定された場合は、障害基礎年金（国民年金）の受給権も発生しますが、この請求手続きも本組合からご案内します。

障害共済年金まめ知識

障害共済年金は、一度決定しても生涯にわたって受給できるものではありません。傷病等によっては、何年かに一度診断書を提出^(※)していただき、症状が変わっていないかを確認します。

この結果、症状の変化により年金額が変動したり、障害共済年金の支給そのものがなくなったりする場合があります。

(※) 診断書等の提出依頼は、共済組合よりご案内させていただきます。